

生活福祉課だより

令和6年3月号

平素より、生活保護行政に対するご理解とご協力をいただきありがとうございます。

今回、指定医療機関および指定調剤薬局のみなさんに、本人支払額（患者負担）と月途中での受給者番号変更時のレセプトについて、今一度ご確認をお願いしたいことをまとめてみました。業務を行ううえで参考にいただければと思います。

本人支払額（患者負担）のレセプト記載について

生活保護受給中の方でも本人支払額（患者負担）が生じることがあります。

医療券・調剤券の「本人支払額」をレセプトの「一部負担金額」へ記載していただきご提出をお願いします。

Q. もし〔請求点数×10した点数〕＝〔本人支払額〕であれば、レセプトを提出する必要はないのでは…？



ゆうじくん

A. あくまでも『自費診療の「本人負担額」』とは異なるものになりますので、図1のように〔請求点数×10した点数〕＝〔本人支払額〕が同一の場合でも、レセプトのご提出をお願いします。



しおりちゃん

なお、公費番号および公費受給者番号は記載が必要です！！

※本人支払は必ずしも毎月発生するわけではないため、その都度、担当のケースワーカーよりご連絡します。本人支払額は、医療券・調剤券にも記載していますので、併せてご確認ください。

(参考 図1)

●記入例：請求点数が288点で本人支払額が2,880円の場合

— 医 科・調 剤 —

療養の 給付	保 険	請 求	※決 定	一部負担金額
		点	点	円
①		288 点	点	2,880 円
②		点	点	円

〔請求点数×10〕＝〔本人支払額〕が同一でも
記載していただきレセプトのご提出をお願いします

※公費併用の場合は、生活保護の点数を記入する欄の一部負担金額の所へ記入して下さい。

— 歯 科 —

99 摘 要	公費分 点 数	請求	288 点	合計	点
		決定	点		点
	患者負担額 (公費)	2,880 円	決定	点	
高額療養費	円	一部負担 金 額	円		

〔請求点数×10〕＝〔本人支払額〕が同一でも
記載していただきレセプトのご提出をお願いします

本人支払額（患者負担）とは・・・？

生活保護受給中の方は医療扶助が適用されることにより、自己負担なく医療を受けることが可能です。ただし、世帯収入が医療費や介護費を除く最低生活費（生活扶助費）を上回った場合、差し引いた額を本人支払額（患者負担）として医療機関に支払うことになります。

	← 最 低 生 活 費 →	← 医 療 費 →
例1	世帯収入	医療扶助額
例2	世帯収入	医療扶助額
		←本人支払額→

- ・例2のように世帯収入が最低生活費以上の場合、最低生活費を超えた額が本人支払額となり、医療機関に確認した点数を上限として、医療機関等の窓口で本人支払額が生じるようになります。

月途中での受給者番号変更時のレセプト請求について

医療券・調剤券の受給者番号は、原則、受給者ごとに固定化しています。ただし、別世帯で保護を受けるようになった場合や保護廃止後に再び生活保護となった場合など、同一人物であっても受給者番号が変更となる場合があります。請求の際には、医療券・調剤券に記載してある受給者番号と変わりがいないか、ご確認をお願いします。なお、請求された診療報酬の内容に誤りがない場合でも、受給者番号に相違があれば返戻の対象となりますのでご注意ください。



Q. 月の途中で受給者番号が変わった場合、変更前と変更後、どちらで請求に出したらよいのでしょうか？



A. この場合、該当する月の受診状況によって、どちらの番号を記載するのが異なります。詳しくは図2に記載していますので、そちらをご覧ください。

(参考 図2)

例) 4月16日から受給者番号が変わった生活保護受給者の場合

① 受診日が4月1日(変更前)の場合

4月1日(受給者番号1111)
受診日

4月16日(受給者番号2222)
受給者番号変更

4月1日は受給者番号が変わる前の受給者番号(1111)にて診療報酬明細書(レセプト)を作成してください。

② 受診日が4月18日(変更後)の場合

4月1日(受給者番号1111)

4月18日(受給者番号2222)
受診日

4月16日(受給者番号2222)
受給者番号変更

4月18日は受給者番号が変わった後の受給者番号(2222)にて診療報酬明細書(レセプト)を作成してください。

③ 受診日が4月1日（変更前）と4月18日（変更後）の場合

4月1日（受給者番号1111）
受診日

4月18日（受給者番号2222）
受診日

4月16日（受給者番号2222）
受給者番号変更

本来であれば4月1日は変わる前の受給者番号、4月18日は変わった後の受給者番号になりますが、「同一指定医療機関から同一人について同月分のレセプトが2枚以上請求されているもの」は重複請求とみなされる為、レセプトを1枚にまとめる必要があります。

まとめ方としては、4月1日、4月18日は変わる前の受給者番号（1111）にて診療報酬明細書（レセプト）を作成してください。

作成方法

	受診日	作成方法
①	4/1	変わる前の受給者番号（1111）で作成
②	4/18	変わった後の受給者番号（2222）で作成
③	4/1・4/18	変わる前の受給者番号（1111）で1枚のレセプトにまとめて作成

ご多忙の折、大変申し訳ありませんが、
何卒よろしくお願い致します。



佐世保市福祉事務所
生活福祉課医療給付係
直通 0956-（25）-8854